

平成 20 年 9 月 19 日（金曜日）第 3 回定例会

出席議員（18 名）

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	10 番	柏 倉 信 一	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒	副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之	選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行	総 務 課 長（併 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長）
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴	総 合 政 策 課 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一	総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩	市 民 生 活 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一	建 設 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	佐 藤 昭	都 市 整 備 室 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	犬 飼 一 好	下 水 道 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄	商 工 観 光 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	今 野 要 一	会 計 管 理 者 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男	（ 兼 ） 会 計 課 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	工 藤 恒 雄	病 院 事 務 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	兼 子 良 一	学 校 教 育 課 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長		生 涯 学 習 課 長
		入 振 興 課 長
		監 査 委 員 長
		事 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、昨日午前10時55分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議会案第3号から議会案第8号までの6案件であります。

日程第33、議会案第3号から日程第38、議会案第8号までを一括上程した後、日程第39で議案説明を省略し、日程第40で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 1、認第 1 号から日程第30、陳情第 3 号までの30案件を一括議題といたします。

### 委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第31、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月10日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より副市長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第65号、議第66号、議第67号、議第68号、議第71号、議第73号、議第74号及び請願第5号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第65号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第65号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第66号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第67号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市特別職報酬等審議会条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第68号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号寒河江市土地開発公社定款の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第71号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地元の意見はどの程度受けているのか。また、変更することにより、登記関係などで市

としてお金がかかると思うが、変えるだけの効果があるのか」との問いがあり、当局より「地元から特に意見はありません。また、市ではお金はかからず、一つの宅地の中に境界があるよりは、その宅地全部が同じ本楯3丁目の方が家を建てる方についてもよろしいのではないかと思います」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告すべきほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第73号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号住居表示を実施すべき市街地の区域についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「学区の線引きはどうなるのか。また、学区の件については住宅を販売する場合どういう説明をしたのか」との問いがあり、当局より「新しくできる下釜山岸線が学区の境になります。業者に対する説明は、当初からこの道路を境にしたいということで説明を進めてきた経過があります。その他、町会長さんにも打ち合わせさせていただいてから進めさせていただいた状況です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第74号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号地方財政の充実強化を求める意見書提出の請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、質疑に入りました。

質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「請願については個々的にはいろいろあるが、大筋願意妥当である」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、意見書の議会案の提出についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「意見書というのは、議長の名前で各大臣に出すのであり、文面を見ますと、2カ所ほど訂正してはどうか」ということで、「上から5行目の『地方再生対策費は格差是正策としては不十分であり、地方分権に逆行する措置です』という箇所と、その2行下の『自治体財政健全化法のもとで地域・自治体に財政責任を押し付けています』という箇所はいずれもうがった見方ではないかと思うので、この2カ所を削除してほしい」との意見がありました。

委員より「今、同僚委員から指摘あったことも含めて、何カ所か訂正してはどうか」ということで、訂正した意見書を読み上げ、原案について「『地方分権に逆行する措置です』から『公共サービスを削減することは容認できません』までの箇所を削除し、『地方財政圧縮を進める政策の転換を図り』の箇所などを削除するほか、数カ所の文書表現を訂正したい」という意見がありました。

委員より「請願という趣旨と表題の『強化を求める』という表現からいくと、地方自治体の現在の状況そのものを強く訴えていかなければならない文意を考えた場合に、原案のままでいいのでは」という意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもつ

て一部削除、訂正した案を議会案意見書として提出することに決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月10日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第62号、議第63号、議第64号、議第69号、議第72号、請願第4号、請願第6号、請願第7号、請願第8号、陳情第3号の10案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第62号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「前期高齢者納付金というのは前からあったのか。このたびの後期高齢者医療制度の発足に伴って、65歳以上74歳までの方の医療給付費を保険者からの費用で給付すると聞いているが、その関係は」との問いがあり、当局より「高齢者の国保での医療負担が大きいため、今年度から全保険者からの拠出金で調整する制度で、今回全保険者で按分したうちの国保の分の拠出金の補正です」との答弁がありました。

委員より「病院事業会計繰出金の補正の中身は医療情報システムの設備だが、これを国民健康保険特別会計から支出している理由は」との問いがあり、当局より「市立病院は国民健康保険の直営診療施設になっているため、施設整備と運営費の支援は国民健康保険特別会計から負担することになっています。このたび、レセプト電算処理システム、オーダーリングシステムの導入に特別調整交付金が交付されるようになったため、これを活用するものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号平成20年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金積立金に390万6,000円を補てんしているが、どれだけ積まなければというのはあるのか」との問いがあり、当局より「積み立てを幾らまでというのはありません。歳入歳出の結果、基金をできるだけ積んで来年から第4次介護保険計画が実施されますので、その際介護保険料をできるだけ抑えたいという考えです」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第63号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の都合上、関連があるので、議第64号平成20年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）及び議第72号損害賠償の額を定めることについてを一括して議題にすることを諮り、異議なく了承され、当局の説明を求めました。

初めに、議第64号の主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「企業債の金利はどのくらいか」との問いがあり、当局より「平成19年度債で政府資金が1.05%、民間の銀行が0.7%です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第64号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号の主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「損害賠償額の内訳は」との問いがあり、当局より「通院費が1,575円、入院時の諸雑費が5万600円、休業補償が8万4,000円、慰謝料として入院が38万6,400円、外来が11万9,400円、合わせて64万1,975円です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第72号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第69号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号燃料・生産資材等物価高騰を打破するための政策実現を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「今の私たちの暮らしの現状をつぶさに出している請願書なので、採択すべきだという意見です」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択されましたので、意見書案について質疑等に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議案を提出することに決しました。

次に、請願第6号地域医療を守る意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「地域医療を守ることは何としても必要なことなので、願意妥当ということで採択してほしいという意見です」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号が採択されましたので、意見書案について質疑等に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議案を提出することに決しました。

次に、請願第7号石油、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「今農業関係者は燃油の高騰で苦境に立たされている現状からすれば、願意妥当で採択すべきだと思います」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号が採択されましたので、意見書案について質疑等に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会議案を提出することに決しました。

次に、請願第8号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「この請願の趣旨に賛成です。今政府の売り渡したミニマムアクセス米が残留農薬で汚染されていたこともあり、輸入は停止すべきだということで採択すべきだと思います」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第8号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号が採択されましたので、意見書案について質疑等に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「願意妥当と思うが、意見書には適さない言葉があるので、資料をお渡しし説明して訂正を求めたい」旨の申し出があり、異議なく了承され、資料が配付されました。その上で、「『食料不足は年ごとにひどくなり』を『食料不足は日を追うごとに深刻となり』に、『飢餓人口が増え続け餓死者が後を絶ちません』を『飢餓人口が増え続けています』に、『しかも米価はかつての約半値11,000円にまで下落し』を『米価は下がり』に」などの訂正を求める意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会議案を提出することに決しました。

次に、陳情第3号肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「医療現場においてワクチン接種の必要性について十分な議論が行われていない状況で、公的な支援が妥当か疑問が残るので、今後の国の判断を見ていく必要があると思うので、不採択と思います」との意見がありました。

委員より「この陳情書を見る限りでは、有効性が高いということが出ていますし、罹患患者を少なくし、医療費を削減するとありますので、採択すべきだと思います」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第3号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8 番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 10 日午前 9 時 30 分から議会図書室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 70 号の 1 案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第 70 号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、9月2日午前10時35分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第61号平成20年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

議第61号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、市民ギャラリー管理事業に関し、常設展示に係る契約、そして年間の管理費につきまして。

一つ、市民ギャラリー管理事業に関し、市民ギャラリー及びフローラSAGAE全体の安全対策についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、9月18日午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第61号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 決算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。12番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本特別委員会は、9月2日午前11時15分から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長、監査委員及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の10案件であります。

初めに、10案件を一括議題とし、会計管理者、水道事業所長の議案説明の後、質疑に入りました。

最初に、認第1号平成19年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、監査委員報告のあり方及び監査委員意見書の単年度収支について。一つ、不能欠損処理について。一つ、債権管理について。一つ、子育てサロンの状況について。一つ、子どもプランの進捗状況及び後期計画の策定について。一つ、特定不妊治療費助成事業の取り組みについて。一つ、学校における食育及び地産地消の取り組み状況について。一つ、勤労者生活安定資金融資制度の利用状況とPRについて。一つ、保育所通園バスの更新計画について。一つ、市内の廃棄物最終処分場の把握及び定期検査について。一つ、クリーンセンター焼却施設の改修について。一つ、市民浴場の収支について。一つ、観光客数について。一つ、洪水ハザードマップについて。一つ、市の施設管理について。一つ、市職員の年休の取得率等及び退職者不補充の影響について。一つ、就学援助費認定数と学校給食費の未納についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第2号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成19年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成19年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成19年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成19年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第9号平成19年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、認第10号平成19年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑もなく質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会しました。

次に、9月18日午前10時から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長、監査委員及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

認第1号から認第10号までの10案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第2号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第3号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第32、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 1 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 2 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 3 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 4 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議第68号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

議第70号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

議第71号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議第72号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議第73号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議第74号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

意思確認はつきりしてください。

挙手全員であります。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択とすることに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択とすることに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第6号は採択とすることに決しました。

請願第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択とすることに決しました。

請願第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第8号は採択とすることに決しました。

陳情第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決しました。

## 議案上程

伊藤忠男議長 日程第33、議案第3号から日程第38、議案第8号までの6案件を一括議題といたします。

## 議案説明

伊藤忠男議長 日程第39、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第8号までの6案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって提案理由の説明を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第40、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第3号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

議会議案第6号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

議会議案第7号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

議会議案第8号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

## 発言取り消しの件

伊藤忠男議長 この際お諮りいたします。

6番國井輝明議員から9月4日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したいとの旨の申し出がありました。この発言取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって國井輝明議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

閉 会 午前10時30分

伊藤忠男議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成20年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 石 山 忠

会議録署名議員 那 須 稔